

京都市告示第29号

京都市青少年活動センター条例第13条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
財団法人京都市ユースサービス協会	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町26番地	<p>1 京都市青少年活動センター条例（以下「条例」という。）第5条の規定による京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センター（以下「センター」という。）の使用の許可に関すること。</p> <p>2 京都市青少年活動センター条例施行規則第1条第3項の規定による京都市青少年活動センター利用証の発行に関すること。</p>

- 3 条例第10条第1項の規定により使用者が特別な設備をしようとするときの許可に関すること。
- 4 条例第12条の規定による原状回復の検査に関すること。
- 5 青少年の教養の向上及び社会参加の促進のための講座，研修等の開催に関すること。
- 6 青少年活動の指導者の養成に関すること。
- 7 青少年活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 8 青少年に係る各種相談に関すること。
- 9 青少年活動に係る交流の促進に関すること。
- 10 青少年の非行防止及び健全育成に関すること。
- 11 センターの施設，附属設備及びその他の物品の保持及び安全に関すること。
- 12 前各号に掲げるもののほか，センターの管理等に関し，市長が必要と認める事項

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)